

令和五年度個別学力試験問題

国語

(教育学部)

解答時間 八〇分

配点 一五〇点

注意事項

- 一、試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
- 二、受験番号を解答用紙の所定の欄に記入してください。
- 三、解答は解答用紙の指定された解答欄に記入してください。
- 四、解答時間中に問題冊子及び解答用紙の印刷不鮮明、ページの落丁及び汚損等がある場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
- 五、問題冊子は持ち帰ってください。

次の文章を読んで、あとの問いに答えなさい。

ポスト・モダンズムによるグラント・セオリーの解体という事態が出現した二十世紀中葉よりもさらに遡^アって、十九世紀に台頭した歴史主義がもたらした「弊害」について、ニーチェが鋭く批判したことは広く知られている。いうまでもなく歴史主義こそは、人類史上にみられる個別事象の個性的理解の重要性を説いた思想である。歴史主義は、今日論じられることは必ずしも多くないが、決して消滅したのではない、とドイツ哲学者フレデリック・バイザーは主張している。すなわち、歴史主義があまりにも巨大な成功を収めた結果、あらゆる人々が歴史主義者となったために、歴史主義という思潮それ自体がもはや自覚されることがなくなった、というのである。歴史主義へのコミットメントは、歴史をカント^イする一般的な法則や本質主義への批判を意味し、一切の歴史的事象を一回限りのものと見なすとともに、歴史上存在したありとあらゆる価値を相対化する。次々と飽くことなく歴史的知識を生み出す「学者」を、ニーチェは、「つかまれるとしかたなしに埃^まを立てる粉袋」であると『ツァラトゥストラ』の中で諧諷^{まやかし}的に表現している。

ところが、歴史主義的な思考の淵源^{えんげん}は、法政治思想史研究者のコンスタンティン・ファゾールトによれば、さらに中世末期にまで遡るといふ。ローマ教皇や神聖ローマ皇帝の普遍的支配に対抗して、諸王国や都市国家がその自立性を主張する際に思想的に選び取った手段は、教皇・皇帝の普遍的支配の主張を支える歴史観を解体することだった。普遍的支配の正当化原理としての歴史観は、いふなれば時代錯誤的な史料(聖書やローマ法など)の読解に基づいていた。そうした時代錯誤を、ダンテ、マルシウス、オッカムなど十四世紀を代表する思想家たちは、歴史的観点から次々と批判した。つづく十五世紀には、教皇がその権力基盤の正当性を主張する上で一役買った文書「コンスタンティヌスの寄進」が実は偽作であることを、ロレンツォ・ヴァッラやニコラウス・クザーヌスが歴史的に明らかにした。このようにして台頭した歴史的なアプローチは、しかし、正確な歴史的知識の獲得それ自体を目的とするものではなく、むしろ普遍的支配の解体という政治的目的に奉仕する「理論」として位置づけられるものであった。ところが、ファゾールトが指摘するように、近代初期において、聖俗両界における普遍的支配が根底から掘り崩されてしまった後では、歴史的知識の探究は、従来の政治的目的から切り離されて自己運動を始めた。その結果、過去の探究それ自体が自己目的化し、歴史的研究は前世代によって生み出された歴史的知識の絶えざる改訂作業となった、というのである。

そうして誕生した歴史学は、ファゾールトによれば、いかに正確な歴史的知識の追求を標榜^{めいぼう}しようとも、全く純粹無垢^{じゆんむこ}なものではないという。十四世紀以来の歴史的アプローチに共通するのは、証拠として用いられる史料が、自由に意志し行為する、ある個人によって生み出されたものである、という暗黙の前提である。それは裏を返せば、現存する史料は、たとえば、人間の自由な行為の結果ではなく神の摂理のゆえに存在する、というような

説明を無効であるとして最初から退けることを意味する。つまり、歴史を説明する上での暗黙の前提とは、人間の自由な自律性を承認して疑われないことである。ある歴史事象を理解するには、その事象をコンテキストに据えなければならぬというものは、歴史学のいわば「公理」(あるいは「チンプナ常套句」⁵)か)であるが、その原則を「公理」として承認することは、その前提にある、人間の自由な自律性への確信(あるいはファゾールトによれば「信仰」⁶ *belief*)を表明し、それに対するあらゆる疑念(例えば、神の摂理によって歴史を説明しようとする立場を排除することにほかならない)。

このような²、歴史的思考の根底に横たわる人間の自由への確信は、日本では、中世ヨーロッパ史家の上原専祿(一八九九—一九七五年)が、すでに戦後間もなく、明確に主張していたことである。その著書『歴史学序説』において曰く、

ある生活現実が生じたというのは、無意識のうちにそうなったのでもなく、機械的にそうなったのでもない。また、どうにでもなりうるものが、偶然にそうなったのでもなければ、いつの場合でもそうなものだから、この場合にもそんなのでもない。そうではなくて、ある生活現実が生じたのは、きわめて具体的な条件の下で、意識的、意志的、行為の結果として、それより他のものは生じえないぎりぎりの産物として、そうなったのである。こうした、その時々における意識と意志の、自由と決断の所産として、生活現実の生成を理解することが、一回性において生活現実をとらえるということの少なくとも一つの意味だろう。……歴史学そのものは、人間の生活現実に法則性があるという主張を、肯定するものでもなければ、否定するものでもない。そうした主張そのものをも歴史的なもの、個性的なものとして観念するほどの自由の意識において、あらゆる生活現実に迫ろうとするのが、歴史学的認識の意志だ、といえよう。(一部引用者による強調を付加)

歴史的認識がそのようなものであるならば、バラバラで一時的な事象に関する歴史的な知識とは、歴史研究者を取り巻く社会一般にとつてどのような「意義や効用」があるのか、と上原は、続けて問題提起している。まさしくそれこそは、本編冒頭において私が掲げた問いであるが、歴史主義という思想的コンテキストを考慮するならば、この問題はいつそう深刻である。なぜなら、歴史的³事象が全て一回きりでありユニークな存在であるなら、すでに過ぎ去って二度と戻らない過去についての知識には、単なる興味本位や骨董趣味⁴以上のどのような意義を主張しうるか、明らかではないからである。

上原はこの難問に答えて言う。歴史とは「研究者の問題意識や生活意識を出発点として、無数の生活現実の中から知る値打ちがあると想定されたものを選び取り、それを一つの歴史像へと創造的に構成してゆくという仕方、とらえられる」ものである。すなわち、研究者は、現代における問題を「自己の問題」として受け取り、「そのたかめられ公共化された自己の問題意識を出発点として、その意識に響いてくるところの、あるいは遠くの、あ

るいは近くの生活現実を一つのまとまりのある歴史像へと創造的に構成してゆく」というのである。

そのような現代に問題意識の根ざした歴史研究は、「現代にとつて意味のある多くの事実や問題を発見する」。こうした研究上の発見が社会の共有財となれば、市民社会の側でも、もともと意識されていた問題のほかにも、歴史によつてはじめて明らかにされた新たな問題が所在することを認識したり、既存の問題意識がより磨かれ深まったりすることになる。このように、上原によれば、歴史研究は社会から問題を受け取るが、逆に社会に向けて歴史的な視点から問題を投げ返すという積極的な役割をも担うという。

さらに、歴史主義的なあらゆる事象の一回性の認識を厳しく突きつめるならば、現代社会が直面する問題もまた個性的・一回的であることの認識を促す。したがって、過去に有効だった方法をそっくりそのままあてはめても、現代における問題解決に結びつく保証はないという自覚を促すことになる。このように「政治的、倫理的意志の情性化をいましめ」という意味で、歴史研究は、現代を生きる人々に「新たな責任感を課する」ものでもあるとしている。

このように、歴史研究は、現代との対話を通じて、なんらかの意味において知る、価値のある、史実を提示する責務を担っている。しかし、それは、現代における諸問題に直接的に解決策を示すためではなく、むしろ過去に成功した解決策に頼ることの知的怠惰を戒め、自分の頭で考えて、現代固有の問題と対決することを教えるものだ、ということになる。

(出典：将基面貴巳、「人文学としての日本研究をめぐる断想」、『リポート笠間』第六三号、笠間書院、二〇一七年より一部改変)

問一 傍線部ア～ウのカタカナの語は漢字に、漢字の語は読み仮名に、それぞれ直しなさい。

問二 傍線部Ⅰ「歴史主義へのコミットメント」を分かりやすい表現に言い換えなさい。

問三 傍線部Ⅱ「歴史的思考の根底に横たわる人間の自由への確信」とあるが、なぜ「歴史的思考の根底」には「人間の自由への確信」があると考えられるか、その理由について次のような形で説明するとき、空欄を本文中の言葉(三〇字、句読点を含む)で埋めなさい。

歴史主義的な思考は、ローマ教皇や神聖ローマ皇帝の普遍的支配に対抗して、()

の確信がその根底にあると考えられるから。

(手段であるために、人間の自由な自律性へ

問四

傍線部「歴史的事象が全て一回きりでありユニークな存在であるなら、すでに過ぎ去って二度と戻らない過去についての知識には、単なる興味本位や骨董趣味以上のどのような意義を主張しうるか」とあるが、これについての筆者の考えを100字以内(句読点を含む)でまとめなさい。

次の文章を読んで、あとの問いに答えなさい。

私たちは、生まれた時から「体」を与えられている。体は一朝一夕にできたものではなく、生命の歴史が詰まった芸術作品である。ただ、すべての細胞や臓器がどのような性質を持って働いているのかは、自分自身で体と対話していかないとわからない。我々誰もが体を与えられているが、その使い方を適切に教えることができる人はいない。生まれてから大人になっていく過程で、それぞれが見よう見まねで体を運用しているのが現状である。

(中略)

体の能力を最大限に引き出して使っている人たちの体の動きは美しい。それは「競技」や「競争」という形をとるほうが比較してわかりやすいため、「勝ち負けを競うスポーツ」という形で、鑑賞し、感動し、カンキする。ただ、体の使い方は一種類しかないわけではない。体は約百兆個の細胞から構成されているため、その組み合わせは天文学的な数になるし、一人一人に与えられた体の条件は全員異なるからだ。

自分は医療の現場で医師として働いている。体が不調になったとき、調和へと戻っていくお手伝いをするのが医療職の役割だ。その時に思うのは、人の体は常に調和への道を模索し、大きな調和へと動き続けている、ということだ。体や生命は、「多様性と調和」という難題をいともたやすく成し遂げている。なぜなら、それは到達すべき目標というよりも、生命の前提であるからだ。体の局所的な部分ではなく、全体を見るように努めていると、そうしたことに気づかされる。

医療現場では、過剰なスポーツをして体を壊した人も数多く診る。過酷なスポーツの勝ち負けの世界で体や心が壊れてしまった人も数多く診た。人の体を客観的に診ていると、現代スポーツのあり方が本来とは逆の方向へ向かってしまっているのではないかと危惧する。運動やスポーツは、体を健康やかに維持し続けるために行うものはずだと思っただけだが、現代のスポーツは体の原理原則を忘れ、一過性の「勝ち負け」の問題だけに強くこだわり過ぎていてのではないかと感じるからだ。だからこそ、スポーツの頂点として存在するオリンピック自体が、体の別の在り方を提案してもいいのではないかとさえ思う。

オリンピックは平和の祭典である。古代ギリシア時代に、キンリンの戦争を一時的にでも停止させる手段として開催されていた。そうであるならば、オリンピックは平和の祭典としての本来の目的に戻り続ける必要があるのだと思う。(中略)以下において、(中略)体の使い方を学ぶ場としてのオリンピックを開催することが、養生法や予防医療の側面からも極めて重要な役割を果たすことを提案したい。(中略)

注¹

オリンピック憲章によるオリンピックズムの理念として、「肉体と意志と精神のすべての資質を高め」、「バランスよく結合させる生き方の哲学」であると書かれている。また、「スポーツを文化、教育と融合」させ、「生き方の創造を探索」し、「教育的価値、社会的な責任、普遍的で根本的な倫理規範

の尊重」を基盤とし、「人間の尊厳の保持に重きを置く平和な社会の推進」を目指し、「人類の調和のとれた発展にスポーツを役立てること」を目的にする」と明記されている。

このことから、オリンピックはスポーツの祭典だけに留まらず、医療や教育的な働きもあわせ持っていると考えられる。人間は人種を超えて共通の体の構造を持ち、その共通点に立脚した上で、与えられた体を健やかに調和的に使うことも、大事な目的の一つと考えられるからだ。

日本の伝統的な身体技法の世界では、生き方の創造や倫理的なものが一体化したものととして、「〇〇道」が様々に受け継がれている。人の体は多様性と調和が実現されたいのちの場そのものである。体の原理を学ぶことは、生命の調和の原理を学ぶことであり、そのことが平和運動にもつながると思う。まずスタートは自分自身の体の扱い方から始まる。体や心や命は、対立や争いを内包しながらも、大きな調和の原理の中で生きていくからだ。

医療に携わる立場として日々思うことは、人の体は競い争うものではない。体や生命の全体性や調和のあり方に感動し、感謝しながら大切に扱われていた、だとも思う。それは誰とも競う必要もなく、比べる必要もないものだ。

そもそも、現代スポーツのトレーニングでは、いかに体を疲れさせて筋肉を肥大させるか、という体の使い方をしていることが多い。医学的、生理学的に見ると体を壊す方向へと使っているようなものだ。そうした体の運用法では、ちよつとしたバランスを崩すと大怪我をする。体の気持ちになつて考えてみると、怪我をすることで体がブレーキをかけているとも思える。だからこそ、怪我をすること自体、体の使い方が不適切なのではないかと考える必要がある。意識的に体を筋肉で制御する場合、若いときには多少の無茶が利くが、老いという自然なプロセスの中では、そうした体の使い方には必ず無理がくる。

一方、日本の古の世界では、いかに体を疲れさせずに使うか、という身体技法こそが大切にされていた。伝統芸能や「道」の世界における身体技法としてその知恵が残っている。骨格や骨組みを正しく無理なく自然な流れで体を運用していくことが求められ（コツ（骨）を摺む）、筋肉は骨を補助するために最小限の使用に留めながら使うことになる。だからこそ筋肉の肥大と身体の動きの質とはあまり関係がない。若さや力よりも、経験や技こそが大切になり、体といかに調和するか、という技術と経験こそが重要なのだ。

伝統に残る古の体の使い方は、いかに身体を疲れさせずに動かすか、最小限の力でゆっくり、体の調和を愛でながら動かすことに特徴があった。だからこそ、伝統芸能や「道」の世界では、年をとればとるほど、体の動きは深みを増していき、体の「質」の違いこそが際立ってくる。（中略）

そうした体の使い方は、約百兆個のすべての細胞を調和させ、体全体を一つの統合体として扱う身体技法であり、まさに平和の「祭り」のオリンピックとしてふさわしい体の使い方ではないだろうか。しかも、それは失われ忘れられたものではなく、あらゆる伝統芸能や「道」の世界の中に、型や所作として静かに保存され受け継がれている。それは体によって伝えられてきた「身体言語」なのだ。（中略）

オリンピックが、人の体の使い方を学ぶ場として、平和の祭典(祭り)の場としての役割もあるのならば、体の能力の優劣を競うだけではなく、伝統に残る奥深い体の使い方を学ぶ場としてもあつてほしいと強く思う。伝統に残る身体技法は争ったり競ったり闘ったりするものではないため、従来のスポーツとはまったく違うものとして提示されるだろう。具体的には、美や芸術や養生法や医療に近いものとして体験することになる。どこか遠いところにある特殊な人間だけが習得できる身体技法としてではなく、今から誰もが取り組める体の使い方になる。人々がテレビの視聴者としてお客さんとして鑑賞するだけのオリンピックではなく、どの年代の人でも、どういう障害を持った人でも、体の奥深さを多面的に学び、日々の生活に生かせるオリンピックとして全員が参加できるものになるのだ。(中略)

人は誰もがそれぞれの絶対的な人生を生きている。誰かと比較することはできない。全員がオリジナルな人生を生きっていて、心や体に関しても同じことだ。与えられた心や体に最大限の尊重を払いながら、その人にとっての調和を人生というプロセスの中で実現していく。そういう考え方のほうが、医療においてより本質的ではないかと思うようになった。

「病」を(治す・治される)という発想で心や体を捉え続ける限り、「病」とは永遠に戦い続ける必要がある。それは、自分の体を戦場とみなすことであり、戦争のメタファーで物事をとらえることでもある。それは現代スポーツが争って勝つことだけを至上命題にしていることと似ている。

伝統の世界では、心や体を調和の場であると捉え、「道」や「美」という調和の次元を道標としていたのだと思う。能楽はもちろん、あらゆる伝統の領域に通底している。「道」や「美」という調和の場を目標とすることで、体や心はおのずから整っていく。結果として病気がよくなっていることもある。たとえば病気がそのままであったとしても、心や体とのよりよい共存・共生関係に至ることができると、自分が一生付き合っていく心や体の問題を、争いや闘いの場としてではなく、愛や調和の場としてとらえていくことは、この世界を調和の場にしていくことにもつながるのではないだろうか。スタート地点は、常に自分自身の心や体にある。それはオリンピックだけではなく、同時開催されているパラリンピックにも新しい光を与えるものだ。(中略)

体や命の本質を学ぶことは、平和運動でもあると思う。なぜなら、体や命はまさに多様性と調和の原理で生きているからだ。生きている、とはそういうことだ。全員がそうした体の原理を与えられて、同時代に生きている。オリンピックが、そうした体の学びの場になることを提案したい。全員が学びの徒として同じ立場であり、お互いが教えあい、学びあい、成長しあう場として。日本が世界の中で大きな役割を果たせるように、歴史や伝統から多くを学び、次の世代へと受け渡していく場になるはずだ。

(出典：稲葉俊郎、「体育と教育と医療」、鎌田東二編、『身心変容と医療／表現く近代と伝統』、日本能率協会マネジメントセンター、二〇二一年)

より抜粋・一部改変)

注1 オリンピック憲章……オリンピック憲章(Olympic Charter)は国際オリンピック委員会(IOC)によって採択されたオリンピックズムの根本原則、規則、付属細則を成文化したものである。本文では、二〇一六年度版の「前文」と「オリンピックの根本原則」から引用している。

問一 傍線部ア〜ウのカタカナの語は漢字に、漢字の語は読み仮名に、それぞれ直しなさい。

問二 傍線部1「現代スポーツのあり方が本来とは逆の方向へ向かってしまっているのではないかと危惧する」とあるが、筆者は現代スポーツのどのようなあり方を危惧しているのか、「こだわり」と「体の使い方」という語を含めて、六〇字以内で書きなさい(句読点を含む)。

問三 傍線部2「伝統に残る奥深い体の使い方」とあるが、筆者はそうした体の使い方の特徴についてどのように説明しているか、左記の

A

に当てはまるような四一字を本文中から探し出し、その最初の一六字を書きなさい。

A
という使い方

問四 筆者は、この文章全体において、何と何を対比し、どのような理由(考え)から、どちらの重要性を説こうとしていると考えられるか。本文中の言葉を使って、簡潔にまとめなさい。

次の文章は『栄花物語』「浦々の別」巻の一節で、長徳二年(西暦九九六年)四月、藤原道隆の息子である伊周・隆家兄弟を捕えるために檢非違使が二条の屋敷にやってきた場面である。罪科は、伊周・隆家兄弟が、花山法皇に矢を射かけたことによる。なお、父藤原道隆は、既に一年前に病で死去しており、一条天皇中宮定子は懷妊のため、兄弟と同じ屋敷に里下がりしている折であった。文中の、「中納言」は隆家、「帥」「帥殿」「内大臣」は伊周、「宮」は中宮定子のことである。これを読んで、あとの問いに答えなさい。

さても、中納言はあるけはひしはべり、帥はすべてさぶらはぬよしを奏せさすれば、「あさましきことなり。宮をさるべう隠したてまつりて、塗籠ぬりごもをあけて組入くみいれの上などをも見よ」とある宣旨しきりにそふ。「御塗籠あけさせたまはむ。宮去りおはしませ」と、檢非違使申せば、今はずちなしとて、さるべく几帳など立てて、あさはかなるさまにておはしませせて、この檢非違使どものみにあらず、えもいはぬ人して、この塗籠をわりののしる音も、ゆゆしうあさましう心憂し。さは世の中はかくあるわざにこそありけれど、目もくれ心もまどひて、涙だに出でこず、中納言殿、われにもあらぬさまにて、薄鈍はくどんの御直衣、指貫着たまひて、あさましくてゐたまへれば、人々ひとかしまりて近うもえ参り寄らぬに、このあやしの者どもの入り乱れて、しえたる気色どもぞあさましういみじき。さて、あけたれど、おはせぬよしを奏せさす。「出家したるか。さるにてもただ今は都のうを離るべきにあらず。よくよくあされあされ」と、宣旨しきりなり。檢非違使ども、かつは泣く泣くいみじう思ひながら、宣旨Bのままにするに、おはせねば、いとあさましきことにて、ずちなしとてそのあたりさがす。夜昼まばるべきよしの宣旨しきりにあり。かくて今日も暮れぬ。

いとあさましきことなり、いかがさるやうあらむ、檢非違使ども事あやまりたらば、みな咎とがあるべきよし聞くにも、その夜、夜一夜いも寝じと思ひ騒ぐほどに、**X**(午後六時ごろ)の時ばかりに、あやしの網代車のここのらの人にも怖ぢぬさまなるが、人二三人ばかり供にて、この宮をさしてた

だ来に来るに、あやしうなりて、この檢非違使どもの具の赤衣など着たる者ども、ただ寄りに寄りて、「なぞの車のただ今かかる所に来るは」とて、輦ながえにさとつけば、「あらずや。殿の木幡注8に詣らせたまひしが、今帰らせたまふなり」と言ふを聞きて、この者どもみな去りぬ。御車、御門のもとにかきおろして、内大臣殿おりさせたまふ。檢非違使どもみなおりて土に並みゐたり。見たてまつれば、御年は二十二三ばかりにて、御かたちとのほり、太りきよげに、色合まことに白くめでたし。かの光源氏もかくやありけむと見たてまつる。薄鈍の御衣の綿うすらかなる三つばかり、同じ色の御単ひとへの御衣、御直衣、指貫同じさまなり。御身の才さいもかたちもこの世の上達部にはあまりたまへりとぞ人聞ゆるぞかし、あたらしものを、あはれに悲しきわざかなと、見たてまつるに、涙もとどめがたくてみな泣きぬ。乗りながらも入らせたまはで、宮のおはしませば、われ一人はなほかしこまりたまへるもいと悲し。さておはしぬれば「帥木幡すしに詣られたりける、ただ今なむ帰りてさぶらふ」と奏せさすれば、「むげに夜に入りぬれば、今宵はよくまぼりて、明日の**Y**(午前六時ごろ)の時に」とある宣旨あれば、夜一夜いも寝で立ちあかしたり。

注1 組入……組入天井。格子状に木を組んだ天井のこと。

注2 えもいはぬ人……放免。検非違使の下部として罪人の逮捕や移送に当たる。粗暴な振舞が多かったとされる。

注3 薄鈍……薄鼠色の喪服。父道隆の一周忌は過ぎているが、なお喪に服しているのである。

注4 人々……検非違使のこと。

注5 この宮……ここでは二条の屋敷のこと。中宮定子が滞在しているので、宮と呼んだと考えられる。

注6 具……付き従う者、の意。

注7 赤衣など着たる者ども……かどのおき看督長のこと。本来は牢獄の看守を任務とするが罪人の追捕にもあたった。

注8 こはた木幡……木幡山に父道隆の墓があった。

問一 傍線部A・D・Fを現代語に訳しなさい。

問二 傍線部B「宣旨のままにする」とは、誰が、どのようにしたのか、説明しなさい。

問三 傍線部Cの「かく」が指し示す内容を、本文中から抜き出しなさい。

問四 X(午後六時ごろ)とY(午前六時ごろ)に入る適切な語を次の中から選び、記号で答えなさい。

ア 子 イ 寅 ウ 卯 エ 申 オ 酉

問五 傍線部Eの状況から、誰が、誰に対して、どのような思いを抱いていると考えられるか、説明しなさい。